

東京都における 社会的養護に関する現状

東京都福祉保健局少子社会対策部

東京都における児童福祉施設及び里親の現状

	養育家庭	乳児院	児童養護施設	児童自立支援施設	※情緒障害児短期治療施設 (全国)
対象児童	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童	乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)	保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	軽度の情緒障害を有する児童
施設数(登録家庭数)H19.3	409家庭	私立 10か所	私立50箇所、都立9か所	都立 2か所	全国 25か所 (公立11、私立14)
児童定員 H19.3	—	537人	3,052人	238人	1,209人
児童現員 H19.3	357人(250家庭)	504人	3,036人	205人	910人
充足率 H19.3	62.6%	93.9%	99.5%	86.1%	75.3%
入所(委託)児童学年の割合(上位3区分)H19.3	①就学前(33.6%) ②中学生(15.8%) ③小学校低学年(14.6%)	①1歳(33.7%) ②2歳(28.5%) ③0歳(27.5%)	①中学生(23.3%) ②就学前(19.5%) ③高校生(15.2%)	①中学生(85.8%) ②小学校高学年(6.5%)	平均年齢 12.5歳(H16.10)
在所(委託)期間 H18.3(上位3区分)	①1年未満(26.6%) ②1~2年未満(14.5%) ③2~3年未満(14.7%)	①1年未満(50.6%) ②1~2年未満(29.7%) ③2~3年未満(15.4%)	①1年未満(17.2%) ②1~2年未満(14.3%) ③2~3年未満(12.3%)	①1年未満(49.8%) ②1~2年未満(31.9%) ③2~3年未満(14.0%)	平均入所期間 1.7年(H15.2)
主な入所(委託)理由(上位3区分) H18.3	①父母の虐待(19.8%) ②父母の養育拒否(14.0%) ③父母の入院(13.2%)	①父母の精神障害(18.6%) ②父母の入院(17.3%) ③父母の虐待(17.1%)	①父母の虐待(38.3%) ②破産等の経済的理由(10.7%) ③父母の精神障害(10.1%)	①盗み・恐喝(24.0%) ②家出(20.0%) ③援助交際(9.1%)	【情緒障害以外の障害など】 ①行為障害(14.6%) ②広汎性発達障害(12.6%) ③多動性障害(10.9%) (H17.10)
主な支援内容	養育	養育	養育	生活指導等(教育)	情緒障害を治す(教育)
小規模ケア H19.3	小規模グループ:2か所	小規模グループ:40か所 地域小規模:29か所(国型) 47か所(都型)	小規模グループ:29か所(国型) 47か所(都型)	—	小規模グループ:4か所
ケア担当職員の配置	【国基準】 ・小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、 ・看護師(保育士又は児童指導員) ⇒2歳未満:乳児1.7人につき1人、 2歳児:乳児2人につき1人、 3歳児以上児:乳児4人につき1人 【主な国加算職種】 ・FSW:1人 ・心理療法担当職員 非常勤1人 等	【国基準】 ・嘱託医 ・保育士、児童指導員 ⇒3歳未満児:児童2人につき1人、 3歳以上幼児:児童4人につき1人、 少年:児童6人につき1人 【主な国加算職種】 ・FSW:1人 ・心理療法担当職員 非常勤1人、等	【国基準】 ・医師又は嘱託医 ・児童自立支援専門員、児童生活支援員⇒児童5人につき1人	【国基準】 ・医師 ・心理療法担当職員 ⇒児童10につき1人以上 ・看護師 ・児童指導員、保育士 ⇒児童5人につき1人以上	

都立児童養護施設について

1 都立児童養護施設の現状

		運	営
	施設名	定員	
都内	石神井学園	112人	社会福祉法人東京都社会福祉事業団が 指定管理者として運営 【指定期間：平成18年度～平成20年度】
	小山児童学園	64人	
	品川景徳学園	48人	
	むさしが丘学園	64人	
都外	船形学園	64人	
	八街学園	64人	
	勝山学園	64人	
	片瀬学園	48人	

2 これまでの経過

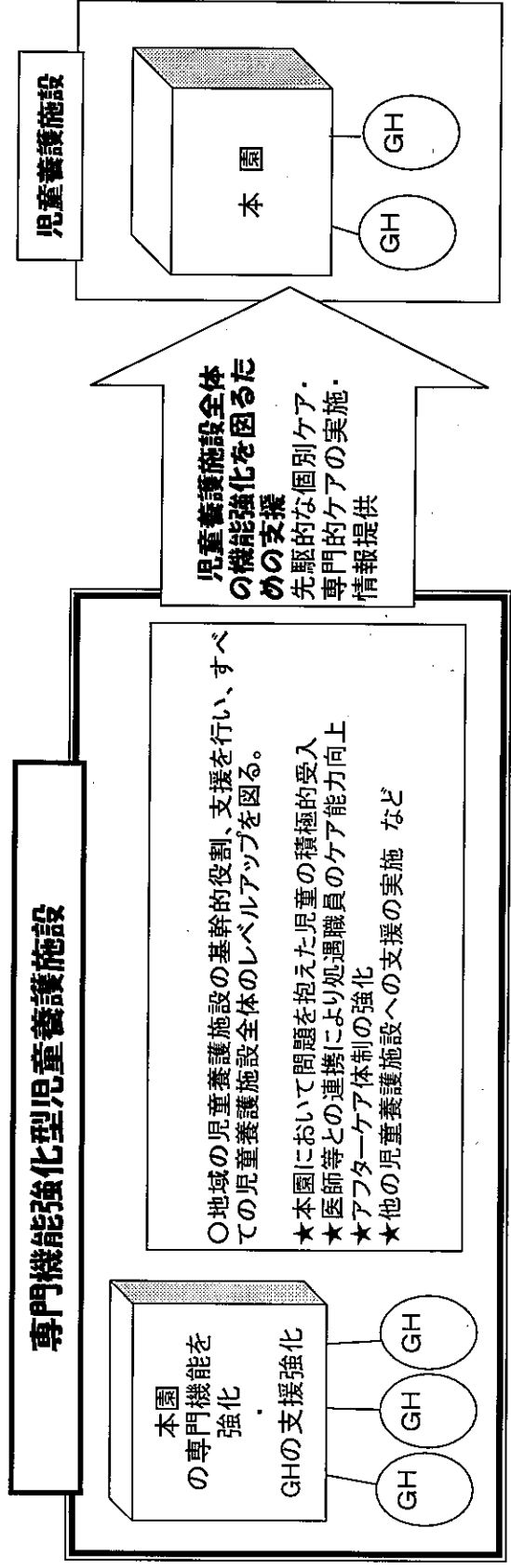
- 平成14年7月に旧福祉局が、「福祉サービス提供主体の改革への取組について」を策定
 ⇒ 都外児童養護施設については、養育家庭制度などの家庭的養護の充実を図りながら、施設定員の充足状況などを考慮しつつ、都内の施設や養育家庭での受入などにより、規模の縮小を図る。
- 平成18年2月に福祉保健局が、「福祉・健康都市東京ビジョン」において、「都立施設改革のさらなる展開」を策定
 ⇒ 社会的養護をとりまく現状から、都外・都内にかかわらず、施設定員の大幅な削減は難しい状況。養護需要や施設規模などを十分考慮したうえで、民間移譲を基本とした改革を進める。
 ・ 都外施設については、養護需要に関する地元県との調整などにも十分配慮する。

3 今後の対応等

- 都内施設、都外施設とも、具体的な方針を早期に策定し、第一期の指定期間が終了する平成21年度以降、条件の整った施設から、順次民間移譲を進めていく。（平成18年2月策定「都立施設改革のさらなる展開」）
- ※ なお、現在、都外児童養護施設は遠隔地である立地条件等を活用し、特別な配慮が必要なケース、児童福祉法第28条ケースなどの対応としてその機能を果たしている。

東京都における専門機能強化型児童養護施設の概要

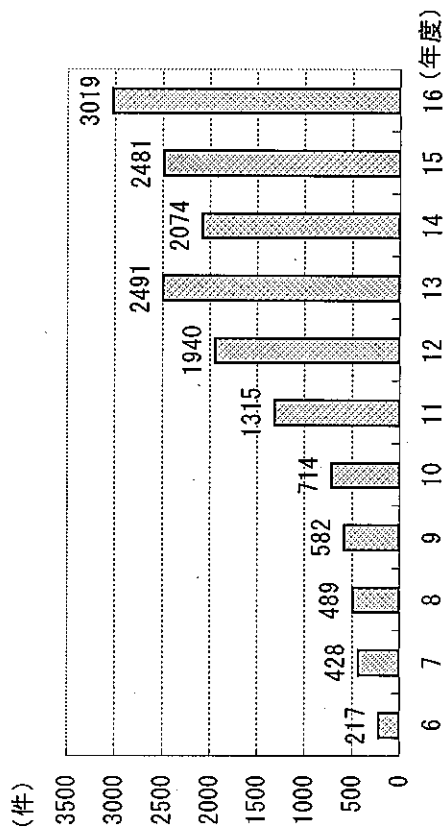
事業内容	
目的	問題を有する児童の自立を促進するため、「専門機能強化型児童養護施設」を設置（位置づけ）し、児童養護施設全体の機能強化を図る。
事業内容	<p>平成19年度 2施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本施設において、問題を抱えた児童の積極的な受入れ対応を行う。（施設本体の専門機能を強化） ○ 精神科医師等との連携により処遇職員の個別ケア能力の向上を図る。（処遇職員の専門的・個別的処遇能力の向上） ○ 児童相談所と連携した治療的・専門的ケアを行い児童の自立を促進する。（入所児童の自立促進強化） ○ 先駆的な個別ケア・専門的ケアの実施・情報提供（新たに、他児童養護施設支援機能を付加） <p>【加算配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○非常勤精神科医師の配置（児童の医学的診断・治療指導）（週1回） ○情緒障害児への治療・指導職員の配置（週5回）
事業開始	平成19年4月1日



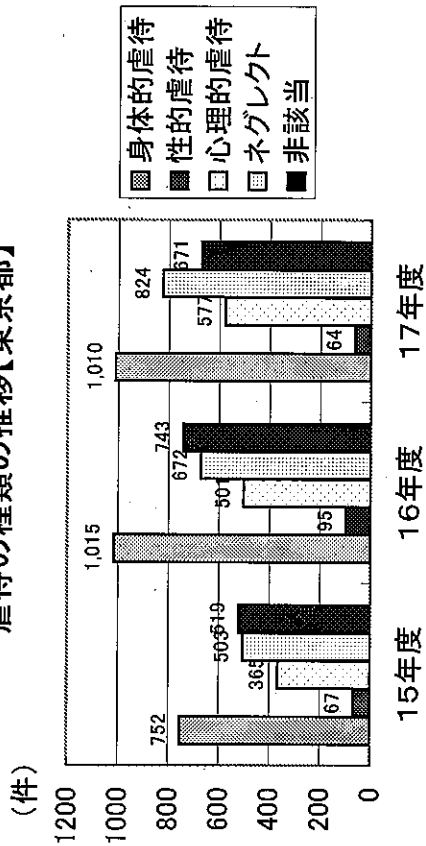
東京都の児童相談所における児童虐待防止対策の現状①

- 児童虐待相談件数が増加し続けている。虐待の種類は身体的虐待が最も多く、ネグレクト、心理的虐待が増加している。
- 保護者が施設入所を認めないため、家庭裁判所の承認を得て行う入所は増加基調にある。
- 児童福祉施設への新規措置児童のうち主訴が虐待の児童が増加している。

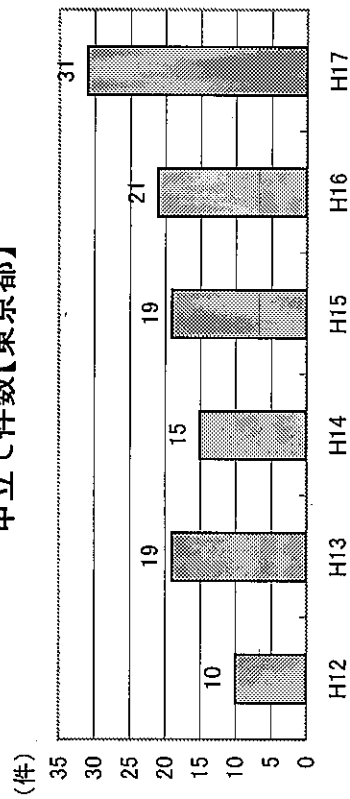
児童虐待相談受理件数の推移【東京都】



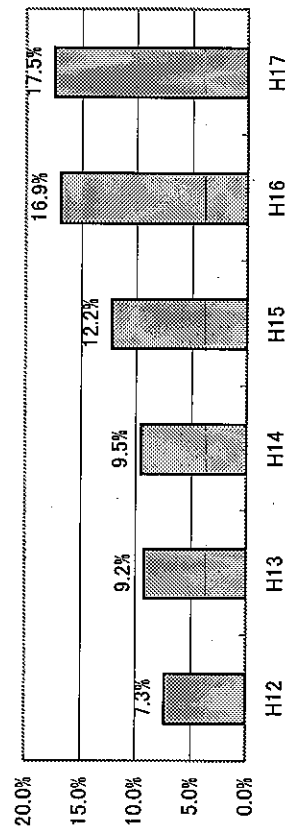
虐待の種類別の推移【東京都】



児童福祉法第28条第1項第1号による
申立て件数【東京都】

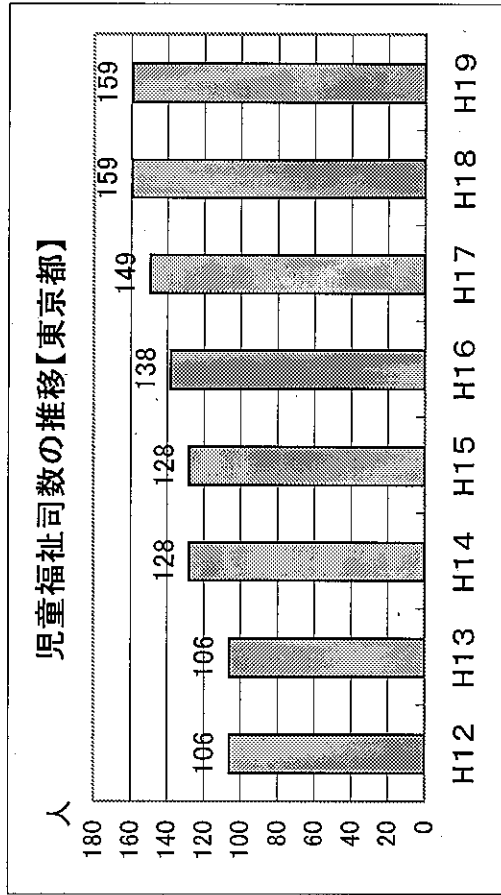


施設への新規措置児童のうち
主訴が虐待である児童数の割合【東京都】



東京都の児童相談所における児童虐待防止対策の現状②

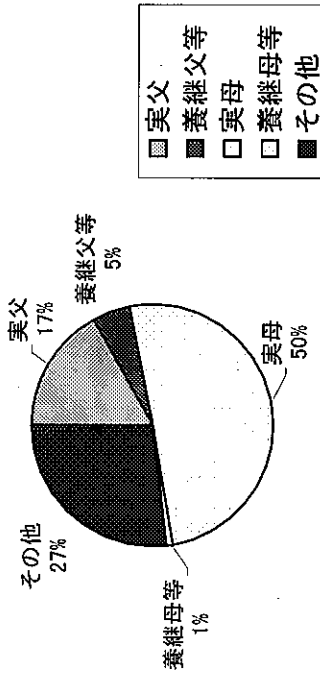
- 児童福祉司の大幅増員を図っている。



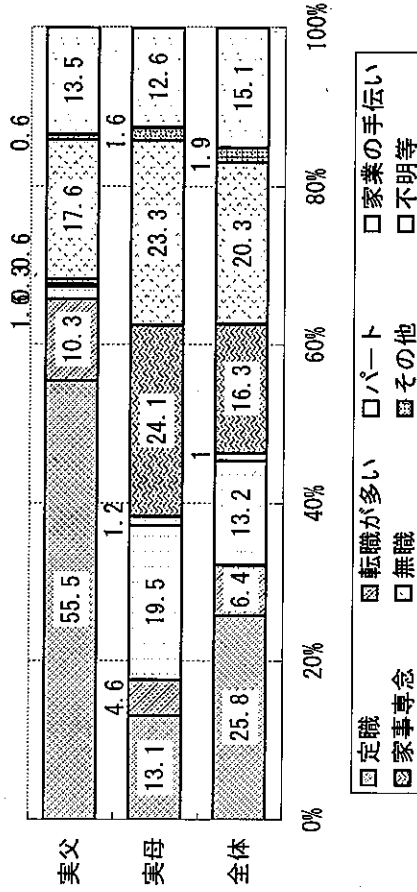
虐待があった家庭の状況①

- 虐待をしている人は、実母、実父が多く、次いで多いのが、養継父となっている。
- 虐待者のうち、実父は仕事をしている者の割合が都全体の有業率に比べ低く、実母も家庭にいる割合が多い。
- 「被虐待経験」のある虐待者は9.5%である。

虐待をしている人【東京都】



虐待者の就労状況【東京都】



出典：「平成17年度東京都児童相談所のしおり」より

出典：東京都福祉保健局「児童虐待の実態Ⅱ」(平成17年12月)より
 (参考)都民の就業構造(就業構造基本調査報告)
 都全体の単身者を除く世帯主の男性の有業率 H14:81.6%
 都全体の世帯主の配偶者である女性の有業率 H14:46.3%

虐待者の生育歴(複数回答)【東京都】

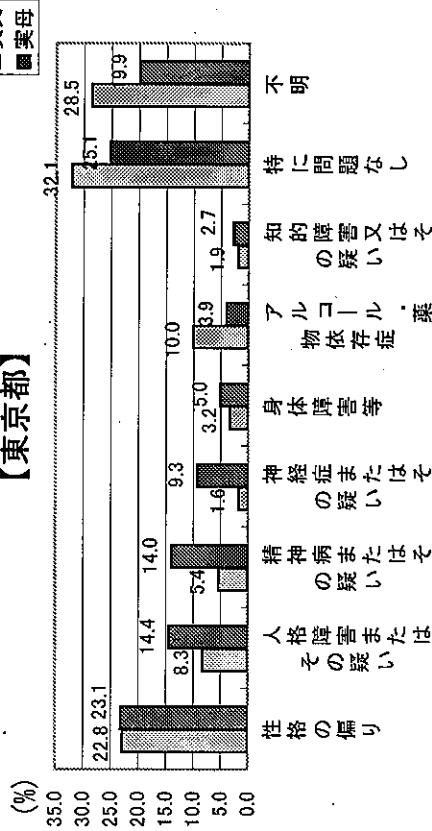
	虐待者の生育歴(複数回答)【東京都】									
	両親死亡	ひとり親家庭	継親子関係	養子・里子体験	施設体験	両親不和	被虐待体験	その他	特になし	不明等
全体	0.8	9.3	1.4	1.3	1	5.8	9.5	3.5	14.7	60.7
実父	1	6.4	0	0.3	0	5.4	6.1	2.6	15.4	66.3
実母	0.8	11.7	1.6	1.6	1.5	7	11.1	4.1	14.4	56.7

出典：東京都福祉保健局「児童虐待の実態Ⅱ」(平成17年12月)より

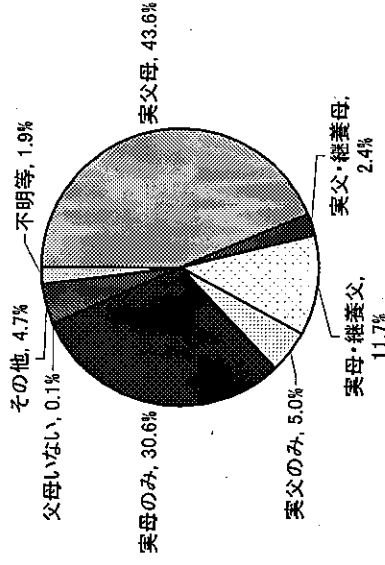
虐待があった家庭の状況②

- 虐待者の心身状況において実母の場合は、性格的・精神的な問題を有する者の割合が高い。
- 虐待者の家族形態はひとり親家庭の割合が35.6%で非常に高い。(都全体のひとり親家庭の割合は7.3%)
- 「経済的に困難」「孤立」「孤立」の家庭が多い。
【参考】都内の生活保護受給世帯148,849世帯(全世帯数の2.5%)

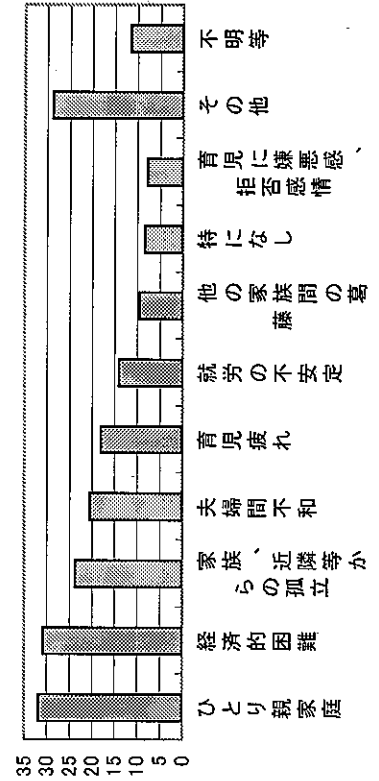
虐待者(実父・実母)の心身の状況(複数回答)
【東京都】



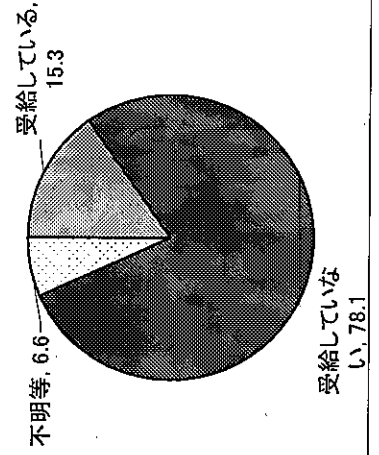
虐待が行われた家庭の家族形態【東京都】



虐待が行われた家庭の状況【東京都】



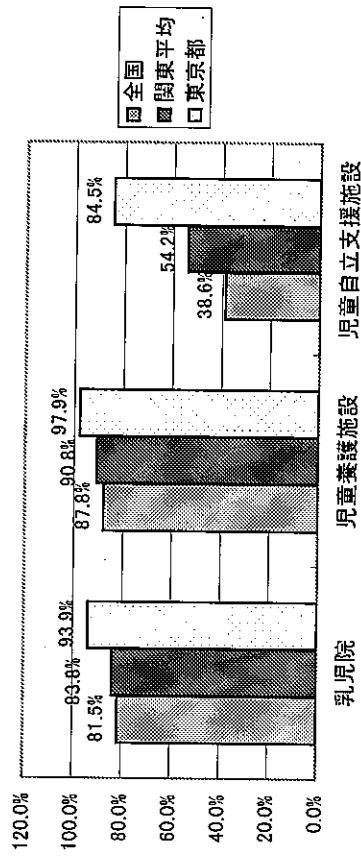
生活保護の需給状況【東京都】



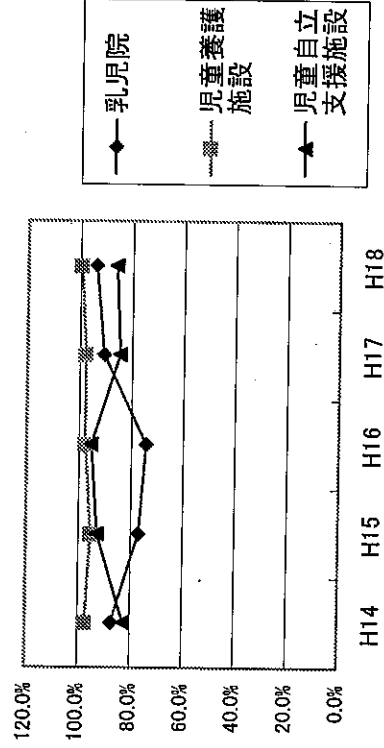
要保護児童の状況

- 東京都は、各施設の入所率が最も高く、特に児童自立支援施設の入所率は非常に高い。
- 児童人口に占める要保護児童数の割合も高い。

施設の入所率(平成17年度)【全国・関東・東京都】



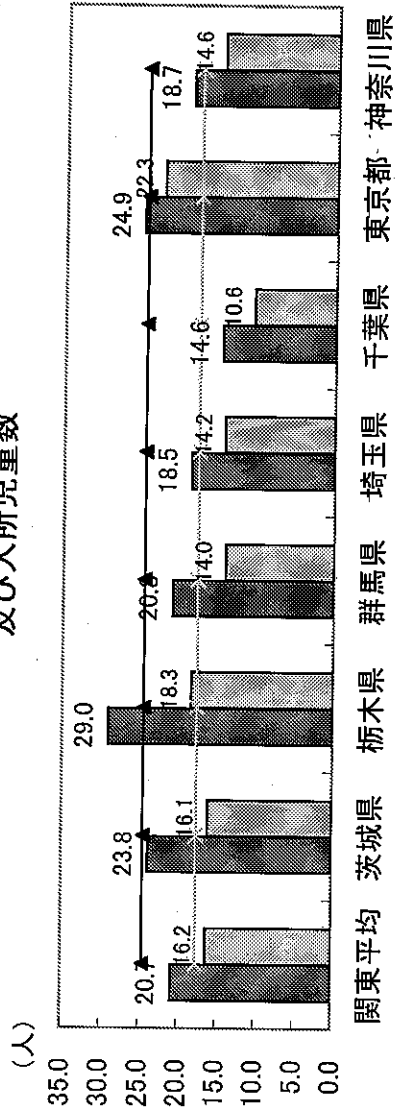
各施設の入所率の推移【東京都】



出典:厚生労働省「福祉行政報告例」(平成17年度)より

出典:福祉保健局作成 各年度3月1日現在

児童人口1万人当たりの施設定員・里親定員(登録家庭×平均委託児童数)及び入所児童数



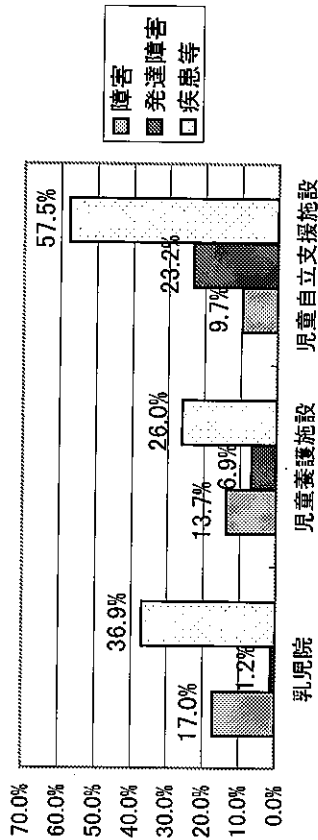
出典:厚生労働省「福祉行政報告例」(平成17年度)より作成

※政令市は当該県に含む

施設入所児童の状況

- 「施設入所後に虐待が判明したもの」「従たる理由が虐待」を含めると、各施設とも虐待を受けた子どもの割合が高い。
- 心理的・医学的支援などの専門的な支援を必要とする子どもの割合が高い。
(参考) 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に関する実態調査より (H15. 東京都教職員研修センター) 学習面が行動面で著しい困難を示す児童・生徒の割合 4.4%

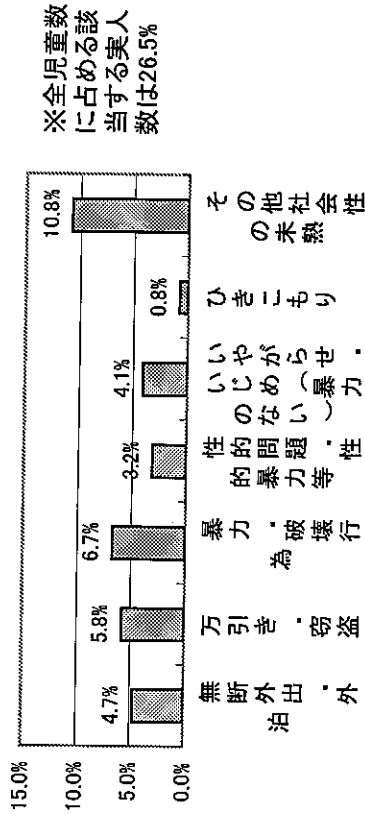
施設入所児童の障害等の状況(複数回答)
【東京都】



出典:厚生労働省調査「児童養護施設等の現況調査」東京都提出資料より(平成18年3月1日現在)

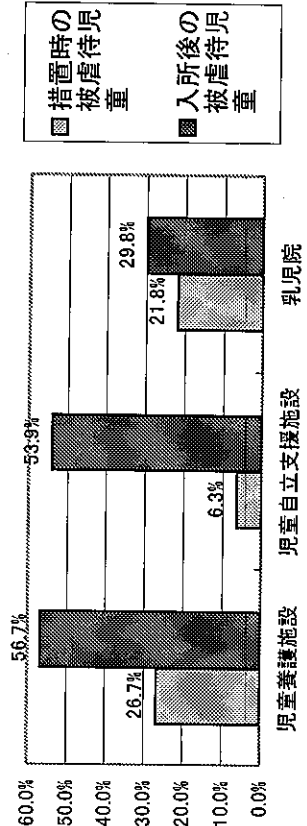
※「障害」とは、視覚・聴覚又は平衡機能・音声機能・言語機能・そしゃく機能・肢体不自由・心臓等内臓疾患、知的障害、精神障害のこと。
※「発達障害」とは、広汎性発達障害(自閉症、アスペルガー一症候群、その他)、LD、ADHD、その他のこと。
※「疾患等」とは、アトピー等皮膚疾患、喘息等呼吸疾患、病弱・虚弱、てんかん、アレルギ一、その他の医療的ケアのこと。

児童養護施設入所児童の抱える課題の状況
(複数回答)【東京都】



※全児童数に占める該当する実人数は26.5%

虐待児童の割合(平成16年)【東京都】

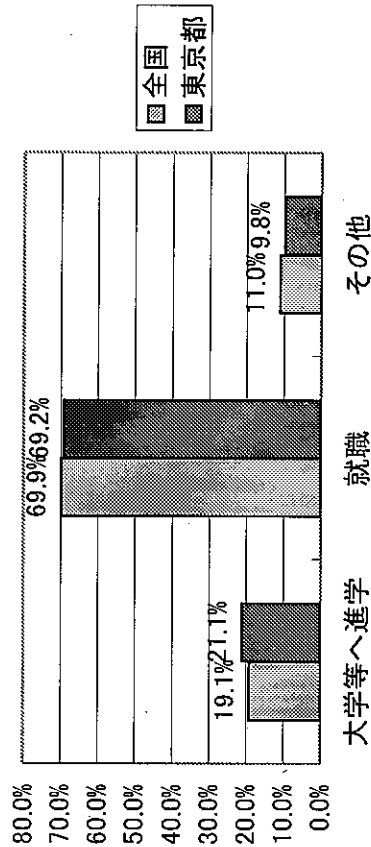


出展:平成16年厚生労働省「児童福祉施設に入所中の被虐待児童の数について(平成16年2月1日現在)」より

施設退所後の状況

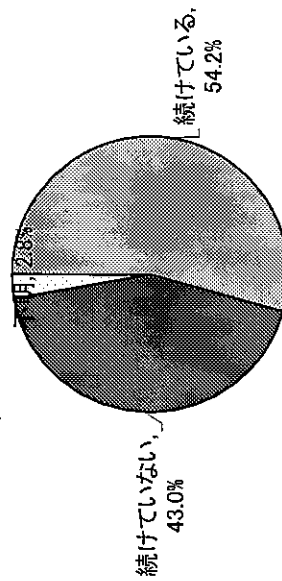
- 施設退所者の大学等への進学率は、一般の大学等進学率に比べ低い。
文部科学省「平成18年度学校基本調査」：東京都の大学等進学率は約59%
- 施設退所後就職した者は、離職又は転職するものが多い。

高校卒業後の進路状況【東京都】

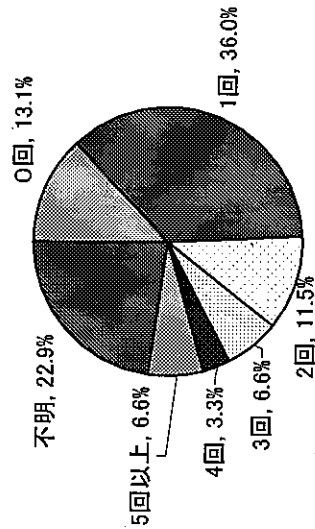


※ 全国は、社会福祉施設等調査報告より作成(平成15年10月1日)
東京都は、(社福)東京都社会福祉協議会児童部会紀要より作成(平成18年3月1日)

児童養護施設退所後の仕事の継続について【東京都】



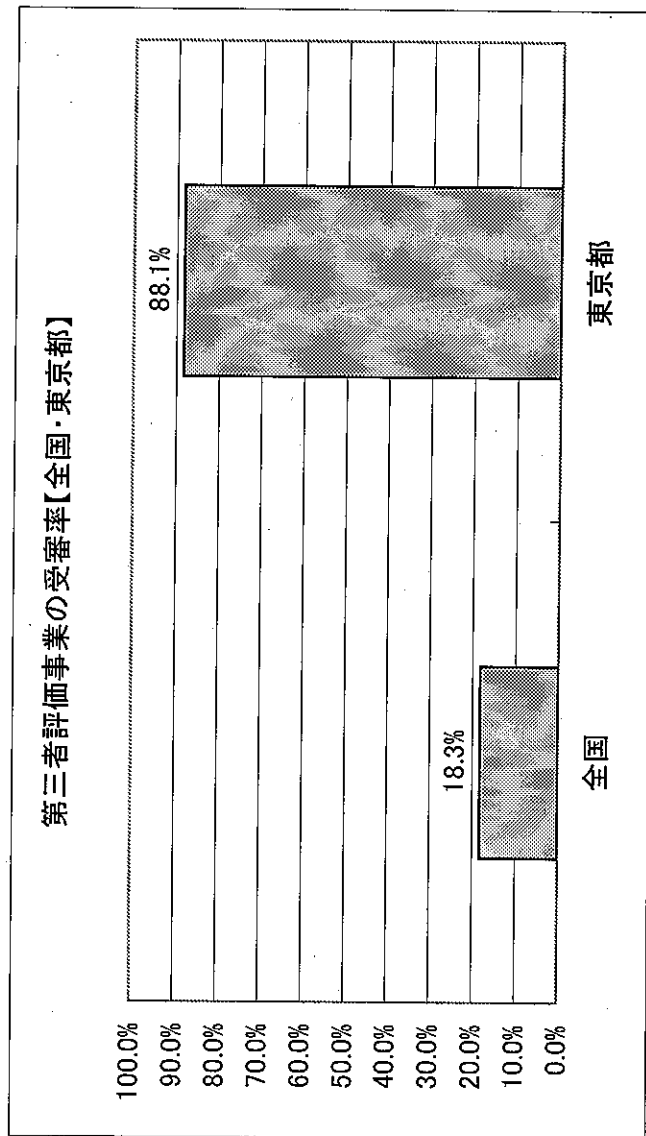
施設退所後転職回数【東京都】



※ 出典：東京都社会福祉協議会児童部会調査研究部「児童養護施設退所児童の追跡調査」より(平成14年10月1日現在)

入所児童の権利擁護

- 第三者評価事業の受審が高い。



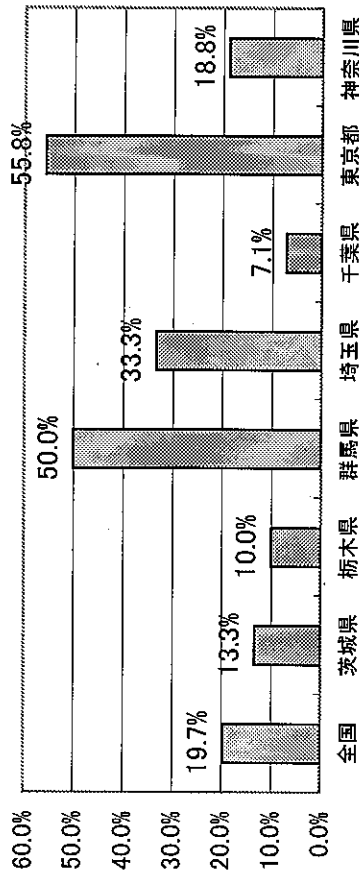
※ 出典：全国は、全養協調べ（平成16年度の状況）

東京都は、厚生労働省調査「児童養護施設等の現況調査」東京都提出資料より（平成18年3月1日現在）

家庭的養護の状況

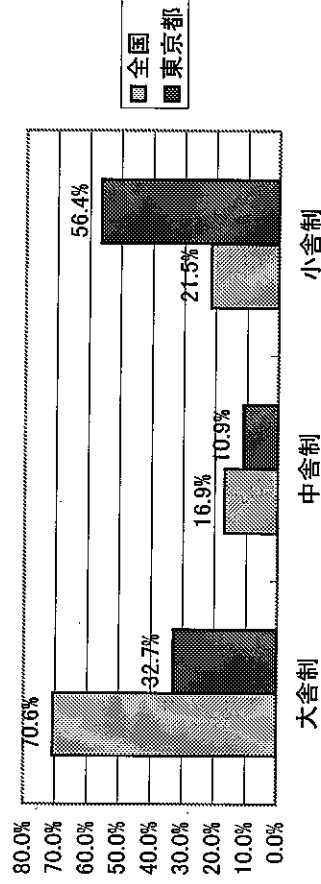
- 東京都は全国に比べ、地域小規模化児童養護施設の実施、施設の小舎化など、施設の小舎化が進んでいる。
- 東京都は全国に比べ、社会的養護に占める里親委託児童の割合は全国平均並だが、里親の登録家庭数に占める委託家庭の割合が高い。

地域小規模児童養護施設の実施率(国型)
(平成17年度)【全国・関東7都県】
※政令市は当該県を含む



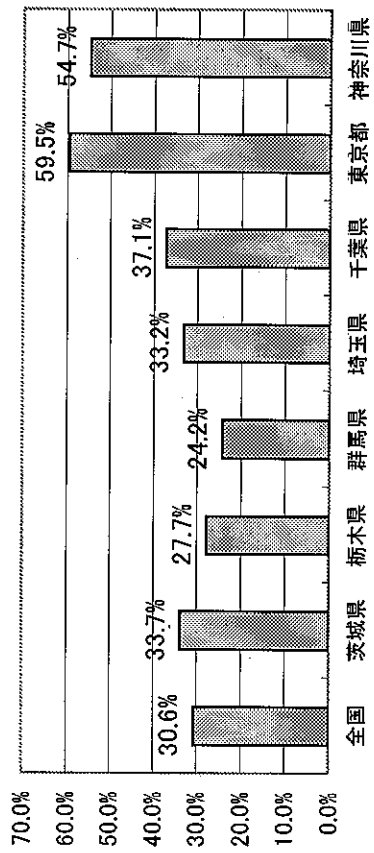
※ 出典:厚生労働省「全国児童福祉主管課長会議資料(平成19年2月)」より作成

児童養護施設の形態の比較【全国・東京都】



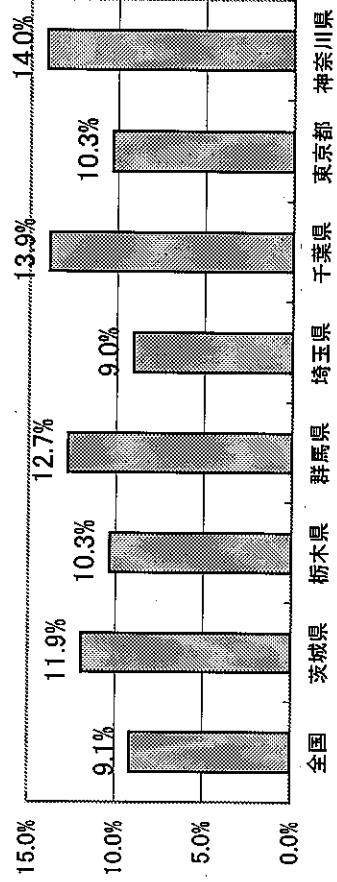
※ 出典:全国児童養護施設協議会「全国児童養護施設一覧」(平成17年4月)より
大舎制=1舎20人以上、中舎制=同13人~19人、小舎制=同12人まで

登録家庭に占める委託家庭の割合
(平成17年度)【全国・関東7都県】
※政令市は当該県を含む



※ 出典:厚生労働省「福祉行政報告例(平成18年3月31日現在)」より

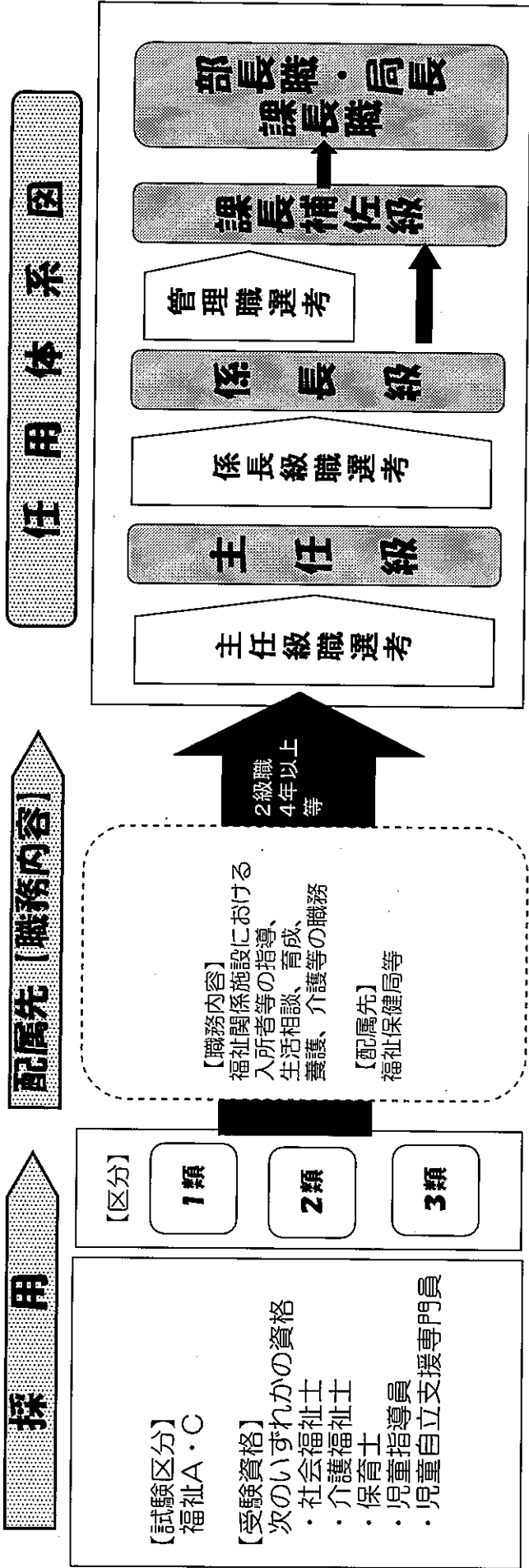
社会的養護(児童自立支援施設は除く)に占める
里親委託児童の割合
(平成17年度)【全国・関東7都県】
※政令市は当該県に含
ま、



※ 出典:厚生労働省「福祉行政報告例(平成18年3月31日現在)」より

東京都の福祉系職員の採用及び任用体系について

● 現在、東京都における福祉系職員の採用については、人事委員会が行っている。



※現在は1類採用のみ